

## 各種の学習教材とネットワークを利用した 情報モラル教育のための基礎的調査

森屋 裕治

### A Fundamental Study on Information Morality Education Using Various Learning Materials and Networks

Yuji MORIYA

#### はじめに

高等学校で教科「情報」が始まり、大学に入学する学生の多くが高等学校で情報教育を受けていることになっている。しかし多くの高等学校で採択されているのが「情報A」であり、その内容の多くは文書作成や表計算、インターネット閲覧といった、基礎的な情報リテラシーのなかでも主にソフトウェア操作、技能に重点が置かれている。

しかし、現在の高校生、大学生は大半が携帯電話を持っており、また学校や家庭でパソコンからインターネットにアクセスすることも容易であり、ほぼ全員が日々インターネットを利用していることになる。しかし情報モラルやネチケットが欠如していることによる行為、行動やそれに起因する事件はあとをたたない。そして、ネット犯罪の被害者のみならず加害者になることも多々起きている。

本稿では、短大の講義科目において、情報倫理、情報モラルを高めるために、ビデオやオンラインコンテンツなどの映像教材を含むいくつかの教材を用いて授業を展開した。結果的に受講者の情報モラル向上に結びついたと考えられるため、報告する。

#### 情報モラル教育について

##### 1. 情報モラル教育における有害情報とは<sup>1)2)</sup>

情報モラル教育を考えたときに、優先すべきは有害情報について理解することと、そしてそれを適切に排除し、最適なりスク回避を行える知識や技術の修得である。

では、「有害情報」とはどのようなものか。情報、そしてその基となるデータそのものは、デジタル化しビット列となったものであり、それ自体が有害であるものはない。有害か否かの区分は、情報を私たちがどう判断するのか、情報をプログラムとして見た場合にはどのような情報を処理し創造するのかによって判断されるものである。有害情報としては次のような項目に分類されるであろう。

情報そのものに誤りがあり、それによって犯罪に加担することになるようなもの

誤った情報を使って、他人の物を盗んだり、欺いたり、不正な利益を得ることは良くない。最近のネット・オークションなどではインターネットが詐欺の場になっていることがある。またいわゆるネズミ講がネットワーク上で行われているケースもある。虚偽の風説を流布し

て他人の信用を毀損したり業務妨害をすることもこの範疇に含まれる。これらは誤った情報によって引き起こされる他人を陥れる犯罪である。

他人を傷つけるおそれがある情報

それが正しい情報であっても、情報を流布することにより、他人を中傷したり、侮辱したり、名誉を毀損したりすることは良くない。このような直接的な被害を引き起こす情報の他に、わいせつな文書、凶画、映像などや過度に暴力的な映像など青少年の育成上好ましくない情報もこの範疇に分類されるであろう。

犯罪に関連する情報

他人の生命・安全を損なったり恐喝したりする情報や、凶器や薬物などの取引に関連した情報などは直接的に犯罪を構成することになりえる。また通信の秘密を侵すことも重大な犯罪である。

不正に入手したり、他人の権利を侵害する情報

最も多いケースが不正コピーにより著作権や著作隣接権を侵害する行為である。パソコンではソフトウェアの不正コピーによる著作権侵害が最も大きな問題であり、さらに音楽やビデオ映像などのデジタル化が進み、簡単に完全なデッドコピーができることが最も大きな原因である。不正コピーについては、事情を知って頒布することはもちろん、頒布目的で所持することもできない。

伝達の過程に問題のあるもの

企業のインサイダー情報などは、それを他人に知らせることは違法である。その他医師や弁護士、公認会計士などが職務上知り得た情報は法的にはもちろん、職業倫理の上からも秘匿する義務がある。

情報の伝達方法に問題があり他人に迷惑をかけるおそれがあるもの

電子メールについては既にストーカー行為規制の対象となっている。さらに携帯電話やパソコンに勝手に広告などを送りつけるいわゆる迷惑メールを防止するための特定商取引法の改正も行われている。このような法律上明らかに違法とされる行為以外にも、非常に大容量のデータをメールに添付して送るような行為も、ネットワークに過大な負荷がかかるために結果的に業務妨害となる恐れがある。

それを機能させることによって好ましくないものを生成するプログラムなど

近年コンピュータ・ウイルスによってシステムに異常をきたすことが非常に多い。一般にウイルスはシステムに有害なコードを生成するコンピュータ・プログラムである。コンピュータ・プログラムのような機能的な情報は、システムを異常状態に陥らせたり、不正アクセスを行うためにパスワードファイルをクラッキングしたりするものであり、これらは違法行為である。また著作物に付加されている権利管理情報を除去したり改変したりすることも違法である。

## 2. 有害情報に対する規制方法

では、このような有害情報を規制するにはどのような方法があるか。それは次に示すような、法律や規則の制定、情報システム上の方策、利用者教育を通じた意識改革、といった施策を総合的に実施する必要がある。

法律や規則の制定

いうまでもなく日本は法治国家であるから、法規定は違法行為に対して大きな抑止力があ

る。例えば不正アクセスは不正アクセス防止法で禁止されているし、ネズミ講は無限連鎖講の防止に関する法律により禁止されている。そのためにそれらの行為は違法であるから、してはならないことは理解できるし教育も容易であると思われる。すなわち刑事罰や民事上の賠償責任義務は違法行為について大きな抑止力となっている。大学でも商用プロバイダでもインターネットを利用する場合には必ず利用規程がありそこではルールの遵守とマナーの向上をうたっているはずである。いかなる利用規程の上でも、法令の規定は絶対的な遵守事項であり、それに違反すれば不利益処分を受ける可能性がある。具体的にはネットワークの利用停止処分や大学では退学や停学といった学則上の処分である。

インターネットは世界を結ぶネットワークである。そのために法律的にどの国のルールを適用すべきか、別言すれば準拠法は何かを明確にすることはきわめて困難である。宗教や文化面からのルールについてはもっと事態は複雑であろう。極端にいえば善悪を判断する基準自体が各国で異なることも予想される。わいせつ概念や賭博の是非などスタンダードがない事項も多い。世界中で適用するグローバル・スタンダードとなり得るものは、傷つけてはならないとか、盗んではいけないといった数少ないプリミティブな原理・原則である可能性が強いと思う。この意味では世界に通用する常識（コモンセンス）が有害情報か否かの判断基準となり得るのかもしれない。

#### 情報システム上の方策

有害情報対策として情報システムとして取り得る方策は少ないと思われる。なぜならばデジタルデータは突き詰めればビット列でありそれを人間が理解できるように可視化して有害か否かを判断することは事実上不可能であろう。そのような中で有害情報を排除する手段として研究されてきたものはフィルタリング手法であろう。

インターネットはちょうど歩行者・自転車から自動車や電車が混在して通る道路のようなインフラストラクチャであると理解することが適当である。そうすると歩行者専用道路や自動車専用道路のごとくに、何らかの基準に基づいてある種の情報のみを通過させるようなフィルタリング機能を設けることが考えられたのである。しかしそのようなレーティング（格付け）情報は、何らかの機関が、何らかの基準に基づいて、情報そのものに付加しなければならない。しかしながらレーティング作業は、インターネット上でアクセス可能な情報にレーティング情報を付加しなければならない、物理的に不可能であると思われる。さらにいかなる機関がいかなる基準を用いてレーティングするのかという根本問題について、世界的な合意を見ることは困難である。古くから指摘されている公海上の海賊放送局やタックスヘブンと同様に、特に子供に対して見せたくない情報の存在を否定するものではないが、実現するためには解決すべき問題が山積しているといえよう。このような意味でパブリックサービスとしてフィルタリングすることは難しい状況である。

#### 利用者教育を通じた意識改革

ネチケットということばがある。ネチケットに関しては、東金女子高等学校の高橋邦夫氏が開設されたホームページが最も有名である。ここではネチケットとは「法律でも規則でもなく、ルールではなく、マナーやエチケットに相当するものであり、ガイドライン（指針）である」と主張される。ネチケットはインターネットの世界の作法であり、常識であると考えられる。インターネットが通信であるかどうかは議論があるが、通信では必ず通信相手が存在する。そのために、少なくとも他人に迷惑をかけないことなど作法が存在することは間違いない。このような作法を教えることは教育の分野であろう。このような作法を情報倫理

とよぶならば、情報倫理は教育そのものであるともいえよう。インターネットはもともとは情報技術(IT)の上に構築された技術体系であろうが、いまや社会的なインフラストラクチャとして理解することが適当であろう。交通には道路交通法や道路運送車両法、道路法など多くの法規の上に交通ルールがあり慣習法的な自動車運転術もある。この運転術と同様にインターネットの世界にも操縦術が存在すると考えた方が現状をうまく説明できるであろう。マナーであり、作法であり、ガイドラインを教えることが情報化社会において欠かせない常識なのである。

### 3. 利用者教育(情報モラル教育)の重要性とその手法<sup>3)</sup>

このように、情報社会を安全・快適な社会へと構築し、発展させるためには、特に利用者に

授業科目名	授業科目名
くらしとインターネット(1年前期)	情報と社会(1年後期)
授業の目的	授業の目的
インターネットがいかに私たちの生活に急速に普及し、密接な関係にあるか、日常的な事例を挙げ説明し、インターネットの存在を再認識してもらいます。そして、インターネットの歴史や仕組みについて概略を説明し、インターネットがもたらす光と影の部分にも触れます。この授業が、単にインターネットを理解するだけではなく、家庭生活にどのようにインターネットを取り入れ活用していくかを模索することが目的であることを共通理解していきます。	現代の社会生活と深く関わるコンピュータがもたらす情報化の「光と陰」について講述し、情報化社会の理想像を受講者と共に探求します。電子情報のネットワーク化によって、情報社会は新たな展開を迎えています。情報ネットワーク社会は、個人の生活を含めて、社会のあり方を大きく変えることは確実であると考えられています。そこで、情報ネットワーク社会がもたらす「さまざまな社会現象」をトピックごとに紹介します。
授業計画	授業計画
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットの普及状況</li> <li>2. 生活におけるインターネット</li> <li>3. インターネットと情報</li> <li>4. インターネットと個人情報</li> <li>5. インターネットと知的財産権</li> <li>6. インターネットと生活</li> <li>7. インターネットとビジネス</li> <li>8. インターネットと教育</li> <li>9. インターネットとコミュニケーション</li> <li>10. インターネットとセキュリティ</li> <li>11. インターネットと犯罪</li> <li>12. インターネットと情報社会</li> <li>13~14. インターネットの「光と影」を考える</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報、情報化について</li> <li>2. 情報化社会について</li> <li>3. 通信の歴史</li> <li>4. 現代のコミュニケーション</li> <li>5. ネットワーク社会の情報生活</li> <li>6. ネットワーク社会の新たな規範</li> <li>7. ネットワーク社会の情報スキル</li> <li>8. 変貌する生活</li> <li>9. 劇的な変化を遂げる社会</li> <li>10. インターネット社会の諸相</li> <li>11. ネットワーク社会の危機管理</li> <li>12. ネットワーク社会における情報モラル</li> <li>13. ネットワーク社会のコミュニティ</li> </ol>

図1 「くらしとインターネット」授業計画

授業科目名	授業科目名
くらしとインターネット(1年前期)	情報と社会(1年後期)
授業の目的	授業の目的
インターネットがいかに私たちの生活に急速に普及し、密接な関係にあるか、日常的な事例を挙げ説明し、インターネットの存在を再認識してもらいます。そして、インターネットの歴史や仕組みについて概略を説明し、インターネットがもたらす光と影の部分にも触れます。この授業が、単にインターネットを理解するだけではなく、家庭生活にどのようにインターネットを取り入れ活用していくかを模索することが目的であることを共通理解していきます。	現代の社会生活と深く関わるコンピュータがもたらす情報化の「光と陰」について講述し、情報化社会の理想像を受講者と共に探求します。電子情報のネットワーク化によって、情報社会は新たな展開を迎えています。情報ネットワーク社会は、個人の生活を含めて、社会のあり方を大きく変えることは確実であると考えられています。そこで、情報ネットワーク社会がもたらす「さまざまな社会現象」をトピックごとに紹介します。
授業計画	授業計画
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットの普及状況</li> <li>2. 生活におけるインターネット</li> <li>3. インターネットと情報</li> <li>4. インターネットと個人情報</li> <li>5. インターネットと知的財産権</li> <li>6. インターネットと生活</li> <li>7. インターネットとビジネス</li> <li>8. インターネットと教育</li> <li>9. インターネットとコミュニケーション</li> <li>10. インターネットとセキュリティ</li> <li>11. インターネットと犯罪</li> <li>12. インターネットと情報社会</li> <li>13~14. インターネットの「光と影」を考える</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報、情報化について</li> <li>2. 情報化社会について</li> <li>3. 通信の歴史</li> <li>4. 現代のコミュニケーション</li> <li>5. ネットワーク社会の情報生活</li> <li>6. ネットワーク社会の新たな規範</li> <li>7. ネットワーク社会の情報スキル</li> <li>8. 変貌する生活</li> <li>9. 劇的な変化を遂げる社会</li> <li>10. インターネット社会の諸相</li> <li>11. ネットワーク社会の危機管理</li> <li>12. ネットワーク社会における情報モラル</li> <li>13. ネットワーク社会のコミュニティ</li> </ol>

図2 「情報と社会」授業計画

対する情報モラル教育が非常に重要である。特に満18歳が大半を占める入学者を迎える大学、短大では、新入生の彼らが今後学生生活を送るにあたって必要となる知識・技能の修得が不可欠である。

しかしながら、高等学校で展開されている情報科ではあるが、現在入学している在学生の多くは、この情報モラル教育を受けていない。そこで、短大での授業ではあるが、高等学校向けの教材も利用して効果的な授業展開を行うことを考えた。情報モラルに関する授業を行ったのは、1年前期に開講した「くらしとインターネット」および1年後期に開講した「情報と社会」である。それぞれの科目の授業計画を図1、図2に示す。「くらしとインターネット」は、主にインターネットと生活、社会との関わりについて広く学んでおり、「情報と社会」は「くらしとインターネット」の内容を発展させ、特に情報化社会のもつ「光と影」の両面を深く考察することを目指した。その両科目の中で、情報モラル教育を展開した。

ただ、有害情報とその対処を実践的に体得させようとするれば、教員側の準備などに多大な負担が生じることとなる。そのため、教材として配付・配信・流通している各種教材を適切に選択、組み合わせ、授業の補助的教材として利用することによって、学生がより具体的な事例を交えて学ぶことができ、実践的な学習とその効果が期待できる。

なお、次項に示す各種教材については、上記の両科目の授業計画中の複数の項目にまたがっているものが多く、各々の教材に含まれる各内容と両科目の各授業項目との対応については、個別に明記しないものとした。

## 各種教材の活用

ここでは、授業において利用した各種教材について、その特徴や内容、習得させるべき学習目標などについて、教材ごとに分けて紹介する。

### 1. 情報倫理ビデオ教材（メディア教育開発センター）

#### (1)情報倫理ビデオ教材 小品集（平成14年度作品）<sup>4)5)</sup>

国立大学情報処理教育センター及びコンピュータと教育研究会（情報処理学会）の全面的支援を受けた大学専門教育としての情報教育教材で、2002年度開発教材である。

大学生向けの「情報倫理」教材をわかりやすく小単位にドラマ化し、3人の大学生がインターネット上で起きる様々な問題と必要な約束事を体験しながら、自己防衛手段や自己責任管理の重要性を学ぶことができる。図3のように、第1章から第6章まで項目ごとに小品作品として制作されており、登場人物の紹介に始まるオープニングから下記のように展開する。CD-ROM内にはシナリオ&用語集（PDFファイル）と学習確認テストがつき、学習者の理解を助けるも

オープニング	登場者紹介
第1章	ログイン・ログアウト
第2章	電子メール
	1. ウィルスメール
	2. チェーンメール
第3章	電子掲示板（BBS）
第4章	ネットワーク上でのコミュニケーション
	1. 出会い系サイト
	2. ネットオークション
第5章	個人のWebページ
第6章	社会人としての情報通信

図3 情報倫理ビデオ教材 小品集 目次

のとなっている。

## (2)情報倫理ビデオ教材小品集Part <sup>6)</sup>

(1)の続編として、ビデオクリップ第2集ができており、高画質バージョンも収録したDVDで供給される予定となっている。ただし、現時点では未発売であるため、授業にて使用する計画はあるが実績はまだない。内容は、図4の22点で構成されている。

	プロフィール		
第1章 セキュリティ	1 ワーム型ウイルス 2 スパイウェア 3 HTMLメールの危険性 4 悪意あるウェブページ	第3章 情報発信	9 著作物の私的使用 10 P2Pと公衆送信権 11 著作物の引用と利用 12 肖像権 13 ウェブアクセシビリティ 14 情報発信の責任
第2章 コミュニケーション	5 メールでのマナー 6 メールでのプライバシー 7 掲示板管理者の心構え 8 掲示板での匿名性とマナー	第4章 情報化社会に生きる	15 パソコンの廃棄と情報の管理 16 ネズミ講 17 フィッシング 18 架空請求「振り込め詐欺」 19 デジタル「万引き」 20 個人情報の収集と利用
			エンドムービー

図4 情報倫理ビデオ教材 小品集Part 目次

## 2. 映像で学ぶ著作権<sup>7)</sup>

文化庁の企画のもと、新入生歓迎ライブ開催を目指す大学の音楽サークルの活動を通して、著作権を学ぶコンテンツである。

著作権、インターネット、実演家、著作者の権利の保護期間、引用、海賊版の、6つのテーマに沿って進むドラマを見ながら、著作権について学習できるようになっている。

## 3. 「インターネット安全教室」<sup>8)</sup>

経済産業省とNPO日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）では、家庭や学校からインターネットにアクセスする人々を対象に、どうすればインターネットを安全快適に使うことができるか、被害にあったときにはどうすればいいかなど、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できるセミナー「インターネット安全教室」を2003年度より開催しており、そのセミナーで使用される「インターネット安全教室CD-ROM」は、インターネットを安全快適に活用するにはどうしたらいいか、被害にあったときにはどうしたらいいかといった情報セキュリティの基礎知識を身につけることができる内容が含まれている。

1. 危険なメールやホームページ
2. 個人情報の漏えい
3. しつこい詐欺行為

4. 掲示板、チャットのマナー
5. 侵入されるパソコン
6. ホームページ作成の落とし穴
7. まとめ

#### 4. 警察庁 情報セキュリティ対策ビデオ<sup>9)</sup>

警察庁では、インターネットの利用者にとって身近な脅威となっているサイバー犯罪について、その予防と対処法を再現ドラマやインタビュー形式で解説したビデオが制作している。高等学校等には無償配布されており、大学等ではいずれもDVDによる貸し出しとなっている。それぞれなじみのある芸能人を起用し、生徒、学生に親しみやすい作品となっている。それぞれのあらすじを紹介する。

##### (1)「虚構への誘惑」

大学生がネット社会で犯罪を重ねていくさまを描き出している。主人公梶谷ひろみ（山田まりや）は小さなきっかけから、インターネットの中のバーチャルな世界で、名誉毀損、オークション詐欺、コンピュータ・ウイルス、不正アクセス禁止法違反など、虚構の世界で罪の意識もないまま、次々と犯罪を重ねる。

##### (2)「虚構への落とし穴」

一般の家庭に襲いかかったネット犯罪を描く。平凡な主婦、松本亮子（竹下景子）の娘が掲示板で中傷され、息子がインターネット・オークションで偽物の靴を買わされてしまう。

##### (3)「サイバー犯罪事件簿 姿なき侵入者」

無線LANの悪用やなりすましによって犯罪に巻き込まれる教師を中心に描く。高校教師の斎藤裕子（大河内奈々子）が担任するクラスのホームページが何者かによって荒らされ、裕子の自宅でも急にインターネットの回線スピードが遅くなったり、身に覚えのないクレジットカードの高額な請求書が届いたり、インターネット上のトラブルが立て続けに起こる。

#### 5. 「日本クレジット産業協会」各種教材<sup>10)</sup>

学校向けクレジット教育支援のための教材として、次のようなCD-ROM(DVD)を製作、提供している。

- ・くれじっとミニ読本（CD-ROM版）
- ・はじめてのクレジットカード
- ・クレジットカードを上手に使おう！
- ・クレジットカードと旅しよう
- ・DVDで学ぶ！クレジットカード

中でも「クレジットカードを上手に使おう！」は、インターネットでのショッピングやトラブルの事例も紹介されており、授業内容に即したコンテンツが盛り込まれ、学生たちは熱心にスクリーンに見入っていた。なおクレジットカード等の消費者教育については、「生活経営学」や「消費生活論」があり、これらの科目でも信用取引、ローン、クレジットといった内容について学んでいるが、学生が学んでいるインターネットとの関わりまでは深く触れていないこともあったため、本校で扱っている科目で実施するのが適していると判断した。

#### 6. 私立大学情報教育協会 情報倫理教育 e-教材<sup>11) 12) 13)</sup>

インターネットの爆発的な普及に伴い、電子メールでの迷惑行為、Webサイトでの詐欺行為、不正アクセスによる情報漏洩、著作権の侵害、文化摩擦など、日常生活において、これまでにないトラブルが顕在化している。情報社会を秩序ある社会とするためには、技術や法制度による対応には限界があり、情報に接する一人ひとりが加害防止、被害防止を自覚できるよう、教育を通じて心に働きかけることが重要である。

私立大学情報教育協会(私情協)では、コンピュータやネットワークを利活用する上での情報の取り扱いを大学教育の中で振興普及するため、10年以上に亘って「情報倫理教育」の研究を続けており、2004年度には、教員が授業の中で活用可能なe-ラーニング教材を構築した。同教材は、本研究集会にて寄せられた改善意見・要望を踏まえて見直し、2005年4月に更新版を加盟大学・短期大学に配信している。

## 7. 情報機器と情報社会の仕組み素材集<sup>14)</sup>

本サイトは、文部科学省が実施した平成13年度「教育用コンテンツ開発事業」により、「情報機器と情報社会のしくみ」開発委員会により制作され、平成14年度「教育用コンテンツ開発・改善・普及に関わる研究事業」(いずれも主査：永野和男 聖心女子大学教授)により普及活動が行われているものである。

この中で、「情報モラル教育」に関しては、次のようなコンテンツが紹介されている。

- ・コンピュータウィルスの被害
- ・チェーンレターを出してはいけないことの意味
- ・知的所有権
- ・個人情報およびそれを保護しなければならない理由

## 8. 高等学校教科「情報」指導用ビデオ教材

高等学校情報科教科書の出版社3社から発売されており、それぞれVHS2巻セットとなっている。いずれも「NHKビデオ教材」として発行されており、一部内容が重複するところがある。

### (1)「情報化社会の光と影」<sup>15)</sup>

身につけるべき情報倫理を理解させるために、具体的な事例を説得力ある映像で収録している。

- ・上巻 ~新たな技術が生んだ落とし穴~

インターネット普及の進んだ社会の風景を紹介し、インターネット普及による成果と問題点を紹介している。特に「ネットワーク化の落とし穴」として、不正アクセス、コンピュータウィルスなどを紹介し、トラブルから身を守るための方法を解説している。

- ・下巻 ~問われる個人のモラルと責任~

モラルやマナーが重要となるネットワーク社会での新たな生き方を探る内容となっている。まずデジタル技術を紹介し、それを悪用した違法コピーの実態を明らかにしながら、著作権に関して解説している。また電子メールや掲示板などにおけるネチケットなどについても解説している。

### (2)「情報科の進展と生活」「著作権って何？」<sup>16)</sup>

情報科の進展を学び、生活とのかかわりを考え、各自が身につけるべき情報活用の知識と行動を学ぶ内容となっている

・情報化の進展と生活

メディア、コンピュータの歴史的経緯や発展の経過に沿って、コンピュータ技術の全体像が把握できる攻勢となっており、情報化社会（情報社会）とはいかなるものかを解説している。

・著作権って何？～情報活用のマナーとルール～

「著作権」は、法律に関わる事柄であり、判断が微妙な具体例を取り上げ、単に法律の遵守を促すばかりではなく、受講者自らが考え行動できるよう、ネット社会で「加害者」にならないための項目を中心に構成されている。プライバシーの保護や著作権について扱っている。

(3)「情報社会への誘い」<sup>17)</sup>

身のまわりにある情報技術やコミュニケーションの現在・未来から、著作権に関連するプライバシーやセキュリティ問題まで、受講者の興味・関心を高める映像を収録している。テーマ別に独立したかたちで映像を収録しており、実際の授業の導入やまとめの段階で活用しやすくなっている。

・第1巻 暮らしの中の情報

生活の中に欠かすことのできない様々な情報。この巻では、情報を収集分析する情報機器、インターネット、電子メールなどの情報システム、携帯電話などの通信機器、そして今後、身近に利用される可能性のある電子商取引の仕組みや機能を解説している。

・第2巻 情報コミュニケーションと新たな課題

技術の進歩が急速な情報社会では、条例や法律など社会的な枠組みが、技術の進歩に追いつかない側面も見られる。新しく求められる個人や社会のモラル、新しい社会の枠組みはどのように作られるべきなのか。新しい社会規範が問われている。この巻では、情報を思考する仕組みと社会の枠組みの関係を考えていく内容となっている。

### 各種教材の活用による授業効果について

ここでは、授業において各種教材を利用したことによって、どのような授業効果がえられたかを、本学で統一実施している「学生による授業評価アンケート」の自由記述を紹介しつつ、分析する。

一例として、2005年度前期開講の「暮らしとインターネット」についての学生による授業評価アンケートの自由記述を紹介する。科目担当教員より「何か必ず書いてほしい」とお願いしたため、多くの自由記述を寄せてもらった。その中で多かったのは、「インターネット(の良い点・悪い点)をよく知ることができた」であった。これは授業で取り上げる内容をできるだけ具体的な事項となるようにしたため、学問的な側面から見れば不十分であったかもしれないが、受講者が学習内容を十分に実感できたことはよかったものと評価している。本稿に關係する各種教材の活用に関しては、「ビデオやスライドがわかりやすかった」という意見が多く寄せられた。講義という形態を考えるとビデオ映像などの教材の多用は望ましいことではないと考えているものの、結果的に受講者の理解が深まったとすれば、これも授業改善の一つの方策ではないかと考えることができる。その一方で、「教科書を買う意味がない」といった意見がいくつかあった。今回の授業展開において、各種教材を活用したために、授業を教科書どおりに進めることはなくなり、授業のほか自学自習においても教科書を使うものであることを説明したが、適切な指導の必要性を指摘されるところとなった。

## 外部講師による特別講演

### 1. サイバー犯罪対策(愛知県警察)<sup>18)</sup>

各県警では、地域での「情報セキュリティ講話」を実施しており、情報セキュリティ・アドバイザーが、各学校や地域コミュニティセンター等を訪問し、児童・生徒のほか保護者、教職員あるいは地域の方を対象にサイバー犯罪被害防止講話を行うなど、各種のサイバー犯罪の被害防止対策を推進している。そこで、本学でも情報セキュリティ・アドバイザーによる特別講演を依頼した。

2004年度は「情報セキュリティ特別講座～ネット犯罪から身を守るために～」、2005年度は「サイバー犯罪の傾向と対策- 出会い系サイトを中心に - 」と題した講演を実施し、後日レポートを提出させた。

### 2. クレジットカード(社団法人日本クレジット産業協会)<sup>19)</sup>

日本クレジット産業協会クレジット教育センターでは昭和59年度より学校教育でのクレジット教育・金銭教育の普及・充実にめざして、「クレジット教育支援活動」を展開している。その一つとして、クレジット教育センター担当職員を講師として派遣して、高校生や大学生を対象とした講演を行っている。

そこで本学でも、クレジット教育センターから派遣された講師による特別講義を開講した。1コマ90分間という限られた時間であったが、「インターネット時代におけるクレジットカード利用」ならびに「クレジットカードと個人情報の扱い」にテーマを絞って講義をしていただき、クレジットカード利用に関する理解を深めさせることができた。

## 学内ネットワークの活用

上述したような教材や資料については、学内ネットワーク(LAN)を活用して、受講者がいつでも参照できるようにした。具体的には、教員名の教材提示用フォルダに、各種の教材をファイルとして整理、保存しておき、受講生は演習室でそれらを開いて内容を確認できるようにした。授業で提示する教材は、一度きりの機会では十分に理解できない。また欠席した受講者に対して別途教材を提示することは教員、受講者双方にとって負担にもなる。ただし、ネットワーク上にファイルを置くことは不特定多数に対して開示することになるため著作権の問題が生じる。そのため、著作権者になんらかの許諾を得られたもののみ開示することとなった。このようにして利用できるファイルを多く収容できることは教育上大変有用であり、著作権法上の問題が生じないよう留意しながら利用可能なファイルを拡充したい。

## 要約

情報教育が浸透しつつある現在、そして情報技術が急速に普及、発展している現在、情報モラルに関する教育が大変重要視されている。それを反映するように、今日情報技術や情報モラルに関するさまざまな映像教材が開発、提供され、教育現場で利用されるようになった。本来から言えば、教員としては確かにオリジナル教材を作成し講義を展開することが望ましいが、秒針分歩たる情報技術の分野において、すべての教材を広く深い範囲まで自力でまかなうことは困難になっているのが現状であろう。そこで、本稿で提示したように、教育用に市場に提供

されている教材を授業の目的に照らして適切に組み合わせて、教育効果を高められるよう有効に利用することは今後ますます重要になってくると考えられる。その上で、教員が担当する学科・専攻や教科を考慮したオリジナル教材を開発して併用すれば、なお一層の教育上の効果が期待できるはずであり、さまざまな教材の利点を十分検討して、今後教材開発にも関わっていきたいと考えている。

## 謝辞

本研究は、2004年度名古屋女子大学特別研究助成（個人）によるものである。

## 参考文献

- [ 1 ] 梅本：情報社会と情報倫理、pp.103-108、丸善（2002）
- [ 2 ] 辰巳：情報化社会と情報倫理第2版、pp.65-70、共立出版（2004）
- [ 3 ] 矢内・櫻山：ネットワーク・生活情報論、pp.69-75、同文書院（2000）
- [ 4 ] 辰巳他：情報倫理ビデオ教材の作成と評価、情報処理学会情報教育シンポジウム論文集、pp.43-48（2003）
- [ 5 ] メディア教育開発センター情報教育教材シリーズ2002、<http://www.nime.ac.jp/KYOZAI/2002.html>
- [ 6 ] 辰巳他：情報倫理ビデオ教材製作の取り組み、情報処理学会情報教育シンポジウム論文集、pp.157-158（2005）
- [ 7 ] メディア教育開発センター：著作権学習コンテンツ、<http://deneb.nime.ac.jp/contents/>
- [ 8 ] 経済産業省「インターネット安全教室」JNSA全国情報セキュリティ、<http://www.jnsa.org/caravan/>
- [ 9 ] 警察庁サイバー犯罪対策情報セキュリティ対策ビデオ、<http://www.npa.go.jp/cyber/video/>
- [ 10 ] 日本クレジット産業協会、<http://www.jccia.or.jp/>
- [ 11 ] 平成16年度情報倫理教育研究会資料、私立大学情報教育協会情報倫理教育振興研究委員会（2004）
- [ 12 ] 同上、平成17年度（2005）
- [ 13 ] 社団法人私立大学教育協会：情報倫理教育e教材（2005年度版）について、大学教育と情報、14・1、pp.60-61（2005）
- [ 14 ] 情報機器と情報社会の仕組み素材集、<http://www.kayoo.org/home/mext/joho-kiki/>
- [ 15 ] 実教出版：<http://www.jikkyo.co.jp/>
- [ 16 ] 開隆堂出版：<http://www.kairyudo.co.jp/>
- [ 17 ] 日本文教出版：<http://www.nichibun.net/>
- [ 18 ] 警察庁サイバー犯罪対策、愛知県警察本部生活安全総務課情報セキュリティ対策係の紹介、<http://www.npa.go.jp/cyber/policenews/20050210.html>
- [ 19 ] 森屋：インターネット時代のクレジットカード利用～インターネット社会における情報教育、消費者教育～、クレジット教育センター定期通信「クレジット教育」VOL.60（2005年春号）pp.2-3（2005）